

令和3年度

業 務 概 要



山 梨 県 立 甲 陽 学 園

甲府市立中道南小学校

甲府市立笛南中学校

桜 木 分 校

目 次

	ページ
甲陽学園の歌・道	2
はじめに	3
I 甲陽学園の概要	4
1 名称及び所在地等	4
2 設置主体及び施設種別	4
3 設置の目的	4
4 運営方針	4
5 組織	6
6 沿革	7
7 敷地と建物の配置	8
8 建物の概要	8
9 中・長期計画と令和3年度の取り組み方針	9
10 主な年間行事	11
II 令和2年度の業務実績《自立支援の内容》	12
1 暮らしの支援	12
2 学びの支援	12
3 働く支援	13
4 心の支援	14
5 見学者・ボランティアの受け入れ状況	16
6 職員の主な研修参加状況	16
7 苦情相談受付状況	17
8 統計	18

甲陽学園の歌(その一) 昭和二十五年制定

作詞 山口 啓
作曲 久保島 武

一 いこうよ いぎ手をとって

希望にかおる 朝風だ

新しい国の 夜明けだ

よぶよぼくら 若竹のいのち

直ぐに進もう 直ぐに進もう

ラ ラ ラ 甲陽学園

二 はげもうよ いぎ手をとって

わきみするな 峠路だ

国おこす 力となろう

みんなともに 溢れ出る元気

頑張りぬこう 頑張りぬこう

ラ ラ ラ 甲陽学園

三 つとめよ いぎ手をとって

花はつぼみ これからだ

白い無垢 けがしちやならぬ

君もぼくも 輝くは前途

うまずいこう うまずいこう

ラ ラ ラ 甲陽学園

※学園の行事や昼礼時に、全員で歌っています。

道

作詞 おさだ 新治郎
作曲 渡辺 利男

一 ぼくがきたときは くわばたけに

こおった雪が あった日だ

今は若葉が いっぱいに

すそのはらっぱ うめている

寮舎の下の 広い道

とうげをこえる ぼくの道だ

二 君がきたときは くわばたけに

雨のあらしが ふいた日だ

真夏の空は そこぬけに

明るい青さ たたえてる

山あいをゆく 広い道

とうげをこえる きみの道だ

三 わかれの歌声 くわばたけに

春の光を はこんでる

さびしかろうが あすがある

あとふりむかず さあゆこう

とうげをこえた 広い道

これからあるく ぼくらの道だ

※退園式の際に歌い、退園生を送り出しています。

はじめに

日頃より関係者の皆様方には、本学園の運営につきましてご理解とご協力、ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年も昨年に引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けましたが、様々な行事や活動について延期や規模縮小、内容を見直すなどできる範囲のことをその都度工夫しながら対応し、児童が充実感や達成感を得られるよう取り組んできました。全員で協力し合いながらやり遂げたことは自身に繋がり、何事にも意欲的に取り組む姿に成長を感じます。

学習面でもこれまで不登校気味だった児童も多く、習慣化されていなかったり、基礎ができていなかったりということもありましたが、分校に毎日通い個別的な授業を受け、寮でも自主学習するなどして着実に力をつけております。

年度の初めは東海地区野球大会に向けて毎日野球練習に取り組んでいます。これまで野球経験のない児童がほとんどですが、基礎から繰り返し練習する中で最初は満足にキャッチボールができなかった児童も力強い球を投げられるようになり、なかなかバットに当たらなかったのが鋭い当たりを打つようになり、さらに自分たちで工夫しながら取り組むなど全てにおいてレベルアップしています。

何事においても「継続は力なり」を実感する毎日です。

今後も入園している児童が夢や目標・希望を持ち、それに向かって頑張れるような支援を一丸となって継続していきます。

ここに令和2年度の業務概要をまとめましたので、ご高覧のうえ業務の参考にしていただければ幸いです。

今後とも、本学園に対するご理解、ご支援の程、よろしく願い申し上げます。

令和3年6月吉日

山梨県立甲陽学園長 井口 敦人

I 甲陽学園の概要

1 名称及び所在地等

- ・ 名 称 山梨県立甲陽学園
- ・ 所 在 地 山梨県甲府市中畑町1284番地
- ・ 電 話 055-266-4003（ファクス055-266-4258）
- ・ 定 員 25名
- ・ 敷地面積 20,082㎡
- ・ 建物面積 2,667.03㎡

2 設置主体及び施設種別

- ・ 設置主体 山梨県
- ・ 施設種別 児童自立支援施設〔児童福祉施設〕

3 設置の目的

児童と職員が生活を共にする中で、児童に安定した成育環境を保障し、家庭において適切な監護が得られない若しくは非行・問題行動等によって指導が必要な児童の心身の育ち直しを図り、社会の一員として生きていく力を育み、児童の自立を支援する。

児童福祉法第44条

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

4 運営方針

(1) 運営の基本理念

甲陽学園は、昭和10年4月に教護院として開園し、在宅では監護が困難な児童や養護施設等の処遇では非行からの立ち直りが困難な児童を入所させ、学習指導、作業指導及び生活指導等により非行を改善し、社会復帰させるという使命を果たしてきた。

しかし、児童福祉法が改正され、児童が社会の一員として自立するために必要な支援・指導を行う児童自立支援施設となるとともに対象児童が拡大され、近年では、家庭で適切な監護が受けられない被虐待児や発達障害児等の入所が増加している。

このため当学園では従来からの「暮らしの支援」、「学びの支援」、「働く支援」に「心の支援」を加えた4本柱により、児童が安心して自分と向き合える環境づくりや個々の児童のニーズに合った対応をしていくことを運営理念としている。

(2) 児童の自立支援に向けた基本的な方針

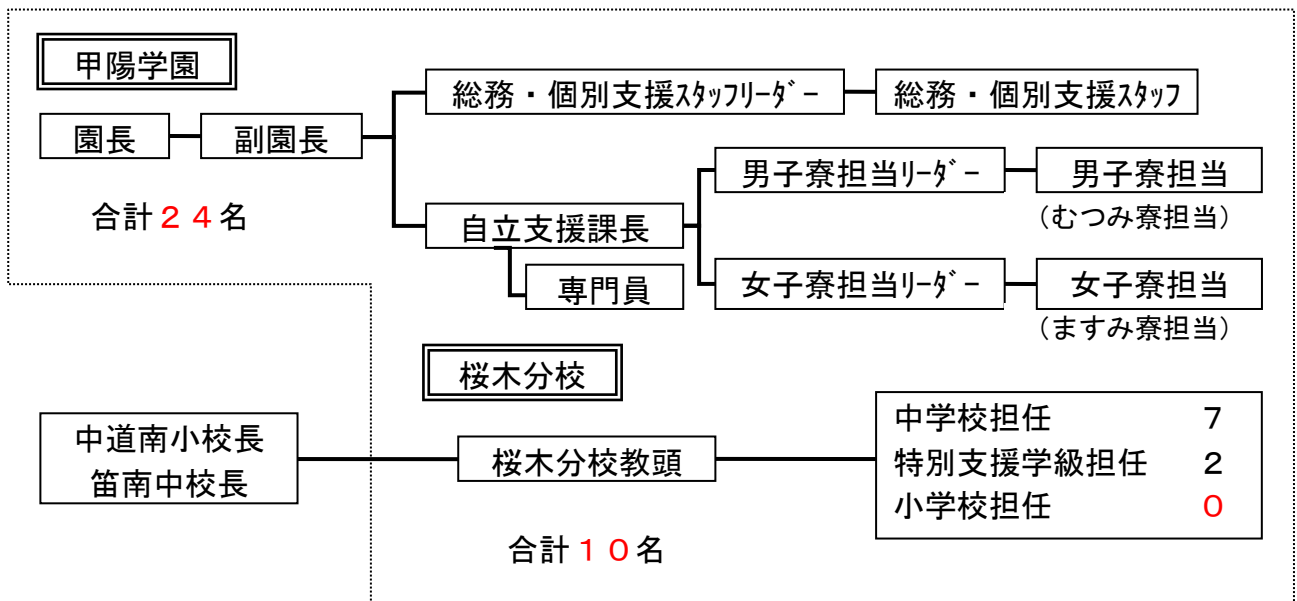
- ア 個々の児童の状況変化に応じて自立支援計画票を作成する。
- イ 児童及び保護者の意向を大切にす。
- ウ 児童との話し合いを大切にし、支援していく。
- エ 児童の育ち直しの力・情緒の安定の支えになっていく。
- オ 保護者等への協力及び支援をしていく。
- カ 桜木分校及び地域関係者・関係機関と協働（連携）をしていく。
- キ 職員の支援技術の向上に努める。
- ク 開かれた施設づくりを目指していく。

(3) 児童の自立支援の具体的方法

- ア 暮らしの支援（学園内の支援と学園外の支援）
- イ 学びの支援（義務教育対象児は桜木分校において学校教育を実施）
- ウ 働く支援（義務教育終了児を中心とした支援）
 - （ア）作業指導（農園、環境整備等）
 - （イ）就労支援（職業適性等）
 - （ウ）進路指導（進学と就職）
 - （エ）実習支援（職場実習）
- エ 心の支援（心理面接、心理検査等）
- オ 家庭環境調整（家庭への支援と地域・関係機関等との協働）
- カ 退園児の事後指導（家庭訪問と退園児との面接等）
- キ 行事（行事の目的）
 - （ア）思い出をつくる中で、情操を豊かにするとともに情緒の安定を図る。
 - （イ）各自の役割を担う中で、自主性と積極性を養う。
 - （ウ）規律やルールを身に付ける。
 - （エ）生活にメリハリを付ける。
 - （オ）社会的、教育的及び文化的視野を広める。

5 組織

(1) 組織



(2) 職員配置状況

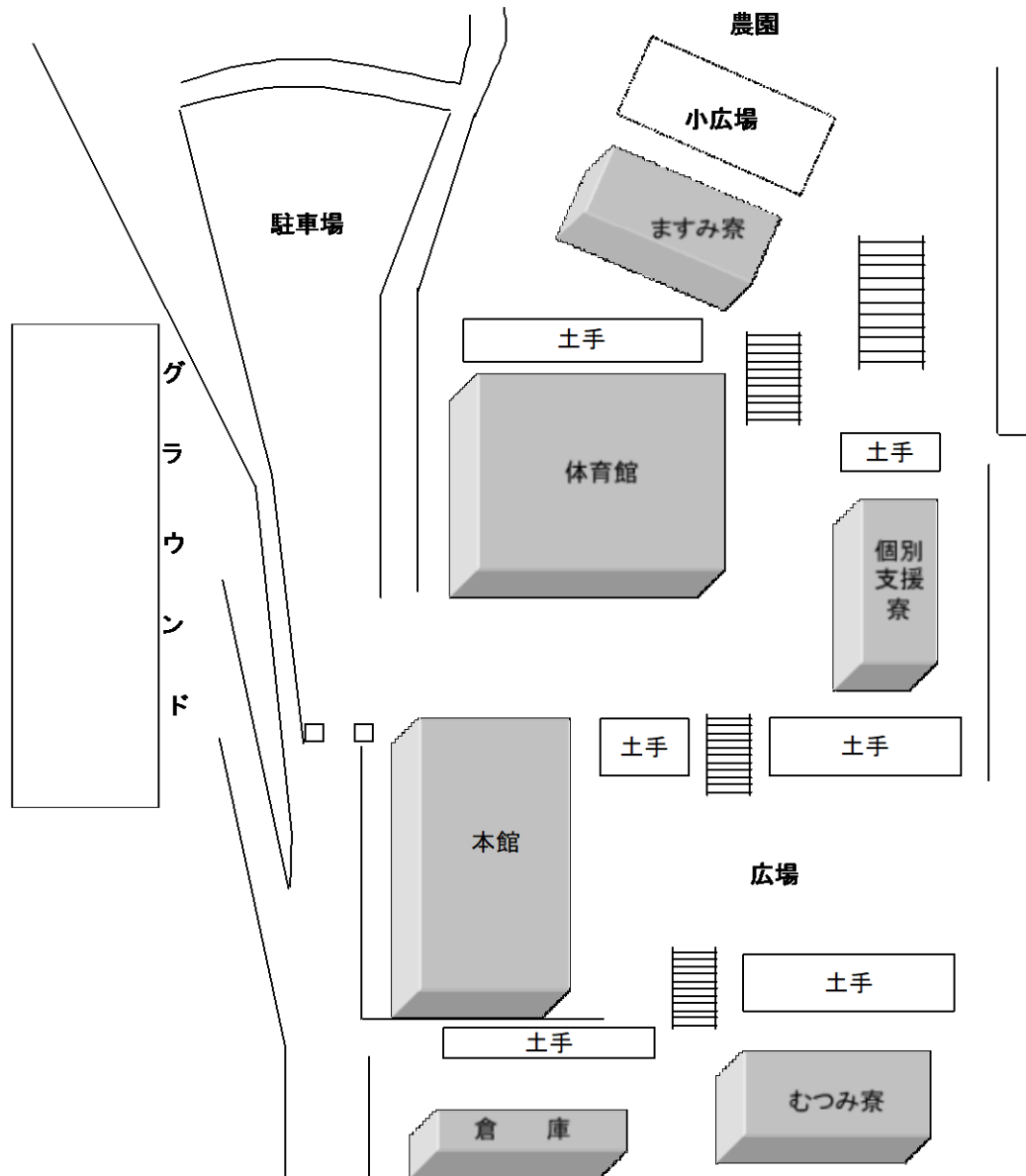
	行政職	福祉職 (行政給含む)	主任業務員	専門員	会計年度任用職員・非常勤嘱託						合計
					医師	看護師	心理士	児童自立支援専門員	児童生活支援員	当直補助員	
園長・副園長	1	1									2
総務・個別支援スタッフ	2		1	1	1		1				6
自立支援課	自立支援課長		1								1
	男子寮担当		6					1		4	11
	女子寮担当		2					3			7
	その他										
計	3	10	1	1	1		1	4		4	27

※他に医師（兼1）

6 沿革

昭和10年	4月	1日	少年教護法に基づく少年教護院「甲陽学園」が現在地に開所する。
昭和23年	1月	1日	児童福祉法に基づく児童福祉施設「教護院」と位置付けられる。
昭和26年	4月	1日	3寮制から5寮制（定員80人）になる。
昭和44年	4月	1日	4寮制となる。
昭和46年	4月	1日	本館が竣工する。
昭和56年	8月26日		男子3寮、女子1寮制を男女各2寮制に改める。
昭和58年	4月	1日	4寮夫婦小舎住み込み制から2寮通勤当直制に移行する。
昭和59年	4月	1日	入所定員80人を40人に改正する。
平成5年	4月	1日	組織の改変により1課1担当制となる。
平成10年	4月	1日	児童福祉法の改正により「教護院 甲陽学園」から「児童自立支援施設 甲陽学園」となる。
平成17年	4月	1日	学園内に「甲陽学園再整備検討委員会」を設置する。また福祉保健部に「甲陽学園再整備児童養護関係課検討会」が設置される。
平成17年11月			「甲陽学園のあり方等庁内検討委員会」（「施設のあり方専門部会」） 「学校教育導入専門部会」が設置される。
平成18年	3月	1日	甲陽学園のあり方等庁内検討委員会が「甲陽学園施設整備基本構想」を取りまとめる。
平成19年	1月		再整備計画に基づき、のぞみ寮、めぐみ寮等既存施設の解体が始まる。
平成19年	6月26日		再整備計画に基づく造成工事が始まる。
平成19年10月			本館改築工事着工
平成19年11月			男子寮工事着工
平成20年	4月	1日	指導課を自立支援課に改称する。学園内に「桜木分校」開校
	8日		桜木分校開校式典挙行される。 (甲府市立中道南小学校、甲府市・中央市中学校組合立笛南中学校「桜木分校」)
平成20年	8月22日		男子寮完成引渡
平成20年	9月	9日	本館完成引渡
平成21年10月	22日		女子寮 個別支援寮 体育館完成引渡
平成21年11月	1日		入所定員40人を25人に改正する。
平成22年	3月26日		竣工式
平成22年	4月	1日	組合立を解消し、甲府市立笛南中学校桜木分校となる
平成23年	6月30日		入所児童受け入れ停止 外部委員を含め、立て直し検討委員会設置
平成23年	9月		女子児童受け入れ再開
平成23年11月			男子児童受け入れ再開
平成23年12月	27日		立て直し検討委員会報告書をまとめる。
平成24年	7月		グラウンドがドクターヘリの離着陸場となる。
平成28年	2月	6日	創立80周年記念園遊会実施
令和2年	3月2日～5月24日		新型コロナウイルス感染拡大防止のため、桜木分校が臨時休校

7 敷地と建物の配置



8 建物の概要

建物種別	階区分等	面積(㎡)	備 考
本館	1階	322.00	厨房、食堂、更衣室、倉庫等 園長室、事務室、職員室、図書室、会議室、医務室、相談室等 普通教室、音楽室、理科室、技術家庭科室等
	2階	510.82	
	3階	537.68	
	R階	4.14	
	計	1,374.64	
寮舎	平屋	381.63	むつみ寮、居室7室、職員執務室、自活訓練室、静養室、学習室等 ますみ寮、居室5室、職員執務室、自活訓練室、静養室、学習室等
	平屋	316.04	
個別支援寮	平屋	150.43	
体育館	平屋	444.29	
	総計	2,667.03	

9 中・長期計画と令和3年度の取り組み方針

(1) 中・長期計画

学園として次の事項について、中・長期的な視点に立ち対応していく。

ア 施設機能の充実と強化

- (ア) 児童の問題行動の未然防止や適切な対応ができる職員体制を確立する。
- (イ) 精神科医師の診察及び助言を定例化する。
- (ウ) 家庭支援専門相談員の専任化による退園児童及び家庭支援の充実を図る。
- (エ) 個別支援寮を利用した自立支援の充実を図る。
- (オ) 学園の将来像について検討していく。

イ 児童への適切な自立支援及び処遇

- (ア) 学園・分校間で情報を共有し、一貫性、継続性のある支援を行う。
- (イ) 多様な特性を持つ児童に対し適切な対応ができるよう、職員の資質を向上させる研修体制の充実・強化を図る。
- (ウ) 家庭、地域及び関係機関（福祉、医療、教育及び司法等）との連携を図る。
- (エ) 児童の権利保障（児童への権利ノートの配布と説明・苦情への適切な対応・虐待防止）やライフワークストーリーへの対応を強化する。
- (オ) 心理支援を充実させていく
- (カ) 食育を適切に行う。

ウ 安全・安心な生活環境の整備

- (ア) 危機管理・安全対策実施要綱に基づく取り組み等、生活上の危機管理の強化を図る。
- (イ) 快適な住環境の保全と整備を図る。
- (ウ) 児童の安全確保のためのセキュリティの強化を図る。

(2) 令和3年度の取り組み方針

令和3年度は次の事項について重点的に取り組んでいく。

ア 自立支援の充実

- (ア) 報告・連絡・相談を意識して、情報の共有化を図り、チームとして、組織として一貫した支援につなげる。
- (イ) 児童の生育歴や環境を把握して個々を理解し、課題と目標を全職員が認識し、特性に合わせた支援を行う。また、ケースカンファレンスにより、共通理解と処遇の充実を図る。
- (ウ) 児童の自主性を育て、よい行動や努力していることを職員・児童で認め合い、お互いに高め合う支援を行う。
- (エ) 児童の支援と並行し親への援助に意図的に取り組み、親子関係の修復につなげる。
- (オ) 退所児童の情報収集、定期的な家庭訪問、関係機関との連携によりアフターケ

アの充実を図る。

(カ) 心理担当を積極的に活用し、心理面接の充実を図る。

(キ) 国、県、他施設の動向の情報収集をしながら、学園の将来像を検討していく。

(ク) 食の安全や栄養などについて考える機会を提供するなど、自立に向けた食育への支援を行う。

イ 安全で安心できる生活の提供

(ア) 看護担当と連携し健康管理に努める。

(イ) 暴力・暴言・いじめには毅然とした態度で対応する。その際は職員間の連携を図る。

(ウ) ヒヤリハットの実施により、生活上の危機管理の強化を図る。

(エ) 被措置児童虐待防止マニュアルにより虐待防止を徹底する。

(オ) セキュリティー強化のための整備を進める。

(カ) 快適な住環境の整備を図る。

ウ 桜木分校との連携

(ア) 児童の自立を目指す学校教育の実現に向けて生活支援と教育とが連携強化に努めていく。

(イ) 学園と分校とですりあわせを常に行い、日々の業務・行事などの調整をし、スムーズな運営ができるようにしていく。

(ウ) 担当・担任・看護・心理との児童に関する情報共有を行い、具体的な手立てをとる。

(エ) お互いの立場を尊重しつつ、児童を中心においた支援・指導をしていく。

エ 職員の専門知識・技能・資質向上

(ア) 国立武蔵野学院等の専門機関による研修への職員派遣計画を着実に遂行する。

(イ) 学園内及び外部講師による施設内研修の充実を図る。

(ウ) 福祉専門職研修を積極的に受講するよう勧める。

オ 関係機関との連携

(ア) 児童相談所、少年鑑別所との相互理解を深め、連携・協力する。また、交流研修等を継続する。

(イ) 家族関係調整や家族再統合は児童相談所、前籍校等と連携を密にして進め、要保護児童対策地域協議会を活用する。

カ 地域交流

(ア) ボランティアを積極的に受け入れ、交流を推進する。

(イ) 地域での買い物訓練で社会性を身に付ける。

10 主な年間行事

月	主 な 行 事 等
4月	着任式 花見の会 第一学期始業式
5月	職場体験学習 中間テスト 授業参観
6月	ゴミ0奉仕活動 漢字検定
7月	期末テスト 第一学期終業式 東海地区少年野球大会
8月	研修報告会 海水浴 納涼会 第二学期始業式
9月	フェスタ甲陽
10月	ゴミ0奉仕活動 秋の遠足 中間テスト 漢字検定
11月	総合防災訓練 修学旅行 白根高校野球部交流会
12月	期末テスト クリスマス会 第二学期終業式 仕事納め
1月	仕事始め 研修報告会 第三学期始業式 スキー教室 どんど焼き
2月	園遊会 期末テスト(中3)
3月	期末テスト 卒業式 第三学期修了式 離・退任式
月例行事	避難訓練 環境整備 児童散髪 誕生会・担当別外出 茶道教室
その他	入園式・退園式 外出(外泊)手帳交付式
定例会議 (月例)	調整会議 学園会議 自立支援課会議 男子寮・女子寮会議 給食会議 職員全体会議 分校職員会議

Ⅱ 令和2年度の業務実績

《自立支援の内容》

1 暮らしの支援

社会的自立の基礎となる支援であり、健康で規則正しい生活態度・習慣等を習得させ日常生活を自己管理できるよう導くことを主眼とした。

家庭生活や学校生活において、人間関係の不調により社会的不適応を起こした児童が入所してくるので、安定した生活の場で職員と様々なコミュニケーションを介して信頼関係を確立するとともに、具体的な生活場面での課題提示を行い、自立を支援した。

また、地域社会へ戻ってからの生活や一人暮らしの生活を想定した支援を行った。

(1) 支援の重点

ア 基本的生活習慣の確立

管理的な集団指導ばかりでなく児童の特性にあった自立支援計画を作成し、次の行動への切り換え・けじめがつけられるよう支援を実施し、個々の独自性を認めて自立促進を図った。

イ 社会規範への対応、道徳性の向上

善悪の区別ができ、自己本位でなく社会に容認されるような行動が取れるよう支援を実施した。

ウ 社会生活行動面での自立心の向上

買い物訓練や外出・外泊等を積極的に支援の場として導入するとともに、服装等についても可能な限り一般の社会生活に近付け、自立心を育てる支援の場面を設定した。

(2) 生活日課

学園に入所している児童は、規則正しい生活習慣を身に付けておらず、非行化する中で生活習慣が崩れてきている。また、大人への不信感も多く認められた。

そのため、共に働き、共に遊び、共に学び、共に苦しみ又は共に喜ぶことで、共感的な生活場面を積み重ね、大人への不信感を取り除き社会適応能力を身に付けていくよう支援した。また、できるだけ早く学園生活になじめること、家庭に戻っても規則正しい生活ができることなどに配慮した日課を設定した。

2 学びの支援

平成20年4月から学園内に甲府市立中道南小学校並びに甲府市・中央市中学校組合立笛南中学校の桜木分校が開設され、学齢期の入所児童については学習指導(学校教育)

を分校が担当し、普通教育が保障されることになった。

また、平成22年3月31日に組合立が解消され4月1日から甲府市立笛南中学校桜木分校となる。学習指導は、分校と学園が連携を図りながら実施している。

(1) 学齢児童の学習（桜木分校）

ア 学校教育目標

「自己を見つめ、心豊かに正しく生きる児童生徒」

- (ア) けじめをつけ、決まりを守る児童生徒
- (イ) 目標に向かって努力する児童生徒
- (ウ) まわりの仲間を思いやる児童生徒

イ 重点目標

- (ア) 基礎学力を確実に定着し、個性の伸長を図る。
- (イ) 自他とのかかわりを見直し、共に成長しようとする態度を身に付ける。
- (ウ) 自分を大切にし、他者を思いやる心を育てる。
- (エ) 働く喜びと貴さを学び、将来への意欲と希望を高める。

ウ 分校経営の概要

- (ア) 教職員一人一人が主体性と個性を生かし、教育理念に基づいた信念と教育愛を持って、児童生徒の自立支援に向け、豊かな教育活動を日々実践できるよう努める。
- (イ) 創意ある教育課程の編成と実施に努め、「わかりやすく学びの充実感を得られる授業」を目指し、児童生徒一人一人の実態に応じた学習を展開する中で、評価と支援のあり方や授業の反省、改善に努め、基礎・基本の確実な定着を図る。
- (ウ) 愛情と信頼に基づいた教育活動を展開する中で、自己肯定感を高める指導を目指し、学園と分校の指導を両輪とした真の自立に向けての教育を推進する。
- (エ) 学園職員や関係機関の職員と連携を図りながら、児童生徒の内面の理解に努め、生命尊重、人権尊重、倫理観と規範意識の育成を推進し、カウンセリングやガイダンス機能を充実する。
- (オ) 保護者、学園、前籍校、地域、関係機関との連携を密にしながら、それぞれの立場を理解して、互いに敬愛できる環境づくりに努め、開かれた学校、特色のある学校づくりに努める。
- (カ) 個々の児童・生徒の特性を充分理解し、自主的な生活・学習態度の確立を目指し、家庭や出身校及び地域社会へ復帰できるよう適切な教育を推進する。

3 働く支援

協働して仕事を達成する喜びを体験し、勤労意欲の向上、心身の鍛練を図るとともに、人間的なふれあいや生命の尊重及び相互理解を深め、社会性・協調性等を培うことを支援している。具体的には、暮らしの中の作業として、施設や寮で児童一人ひとりが役割

を担うとともに、協働し合い、集団生活を維持し向上させていくために農園作業・環境整備を行った。

(1) 支援の重点

ア 実科指導を行うことによって、近い将来、社会（職業）生活を営むために必要な態度、言動、心構え、勤労の習慣、教養及び職業上の知識等を養うための支援

イ 社会（職場）見学、職場訪問等を行うことによって、どのような職場があり、どのような仕事をしているかの理解を深めるとともに、適切な職業を選択できるための支援

ウ 実科指導は、生活指導及び学習指導と併せて行うこととし、児童が就労意欲を高め、自信を持って社会参加できるための支援

(2) 支援内容

支援の内容は、希望職種の確認（相談指導）、職場体験実習、作業指導（農園、園内環境整備等による実働体験）等

(3) 支援方法

ア 集団指導

作業については、極力男女別で実施

イ 個別指導（課題作業及び個別職場訪問等）

（ア）課題作業を個別に分担して指導を実施

（イ）個別職場訪問については、分校担任と寮担当職員とで協議して実施

4 心の支援

入所した子どもたちには、虐待等における心的外傷、愛着形成の問題や発達障害等を有することが多く、それらの背景を抱える子どもたちの心の支援のひとつとして、①情緒を安定させること、②健康な自己認知・対人認知を確立させること、③心的外傷の治癒をすることなどにより、児童の自立支援につなげていくことを目的に心理面接を実施した。

また、児童の職業の幅を評価するため職業適性検査を実施したりした。

(1) 対象

全児童を対象（但し、中卒児については心理面接が必要であると認められる場合に限り対象とする。）とした。

(2) 心理面接の流れ

ア 入所時面接の実施

イ アセスメント面接の実施（入所後約1か月以内に2～3回）

内容：家庭での生活の様子はどうか、甲陽学園に入所した意味を児童がどのように理解しているのか、どういったことに悩んでいるのか等の聞き取りを行い、児童の実態を把握した。

ウ 入所時面接後、自立支援課長、寮職員と情報交換・アセスメントを行い、心理面接の方向性を決定

エ 初回面接を実施後、定期的な心理面接を実施

(ア) 心理面接の頻度は児童によってそれぞれ設定。(月2～4回)

(イ) 1回の面接時間は40分(児童の状況により変動あり)

(3) 心理面接の予定通知

月ごとの心理面接の予定を計画し、予定表として職員及び児童に配付した。

(4) 令和2年度心理面接月別実施状況

単位：延べ人数

性別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	20	16	17	19	20	16	17	18	17	16	16	14	206
女	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
計	20	16	19	21	22	18	19	20	19	18	18	16	226

その他の心理業務月別実施状況

単位：回

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
職員コンサルテーション	11	18	13	14	17	13	15	14	15	13	18	16	177
生活場面面接	12	8	14	14	8	8	12	11	9	13	9	10	128
他機関との連絡調整	0	0	0	1	1	1	0	1	0	1	0	0	5
心理検査	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	23	26	28	29	26	22	27	26	24	27	27	26	311

※ 心理面接は、児童の様子に合わせて、言葉のやりとりを中心としたものや、アクティビティ（粘土・絵画・箱庭等）を取り入れた心理的援助。なお、本人の拒否や特別日課などにより実施できないことがある。

※ 職員コンサルテーションは、児童に関わる職員と、児童の問題の理解や対応方法について、心理的側面からの理解の視点を提供するもの。

※ 生活場面面接は、学校の授業や寮の活動に参加しながら児童の観察を行い、子どもの心理的状態や対人関係の持ち方を把握し、具体的な援助につなげるもの。

5 令和2年度見学者・ボランティアの受け入れ状況

月日等	見学者・団体	人数	備考
9月 3日	第73期司法修習生他	3	視察研修

6 令和2年度職員的主要な研修参加状況

(1) 県外

研修名	期間	開催地等	人数
新任施設長研修	9/16 ~ 18 (前期)	国立武蔵野学院	1
	12/14 ~ 16 (後期)	国立きぬ川学院	1
全国児童自立支援施設新任職員研修短期実習	10月20~22日	国立武蔵野学院	1
基幹職員研修 (研修指導者養成: 性問題)	10月26~28日	国立武蔵野学院	1

(2) 県内

研修名	期間	開催地等	人数
新任職員研修	4月10日	甲陽学園	3

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、多くの研修が中止となった。

7 令和2年度苦情相談受付状況

No.	受付月	苦情申出人	苦情の概要	解決状況
1	5月	男子児童	職員からの暴力	当事者から事情聴取した結果、暴力はなかったことを確認し、苦情申出人に説明して了解を得た。(園内において解決)
2	5月	男子児童	日々の活動への不満	苦情申出人に学園の方針等を丁寧に説明し、了解を得た。(園内において解決)
3	6月	男子児童	他児の言動への不満	相手児童の指導を実施後、苦情申出人に説明し、了解を得た。(園内において解決)